

静岡県立静岡がんセンターにおける公的研究費の取扱いに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立静岡がんセンター（以下「センター」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、各省庁、独立行政法人、地方公共団体及び財団法人等から配分される競争的研究資金等であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 各省庁、独立行政法人、地方公共団体から配分される研究費

(2) 財団法人等から交付を受けた研究費及び助成金

(3) その他、あらかじめ、センターが事務委任を行うことを承諾した研究費等

2 この規程において「研究者等」とは、センターの研究者その他の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、公的研究費の他の用途への使用又はセンターの規程、法令並びに競争的研究費等の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に違反した使用をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費の取扱いについては、静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程等（以下「会計規程等」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び関係法令並びに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

2 研究者等は、公的研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用しなければならず、研究において不正行為及び不正使用を行った場合は、その責任を負う。

第2章 運営及び管理体制

(最高管理責任者)

第4条 センターに、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、がんセンター局長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正使用防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知する。

3 最高管理責任者は、前項に定める基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たって

は、重要事項を審議する経営戦略会議等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について経営戦略会議構成員等と議論を深めなければならない。

- 4 最高管理責任者は、自ら医局や研究所等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図らなければならない。
- 5 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 センターに、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、センター事務局長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、前条第2項に定める基本方針に基づき、センター全体の具体的な対策を策定及び実施する。
- 3 統括管理責任者は、前項に定める対策を策定するときは、経営戦略会議構成員等の意見を聴くものとする。
- 4 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者に第2項に定める対策の実施を指示するとともに、当該実施状況及びその効果を確認し経営戦略会議構成員等に意見を求めた上で、最高管理責任者へ定期的に報告しなければならない。
- 5 統括管理責任者は、第2項に定める対策の一環として、コンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に計画の実施を指示するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 センターにおける公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、病院長及び研究所長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 前条第2項に定める対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。
 - (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 公的研究費の不正防止に関する啓発活動を定期的実施する。
 - (4) 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、

必要に応じて改善を指導する。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進担当者（以下「担当者」という。）を任命することができる。

（職名の公開）

第7条 前3条の責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

（経理事務）

第8条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、会計規程等により取り扱うものとする。

（相談窓口）

第9条 公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関するセンター内外からの相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。

- 2 相談窓口は、総務課研究推進班に設置するものとし、その担当等は公開するものとする。

第4章 研究者等の意識向上等

（行動規範）

第10条 不正使用を防止するため、センターの研究者等の行動規範を策定する。

（研修会等）

第11条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育に係る研修会等及び啓発活動を実施し、研究者等の規範意識の向上と浸透を図るものとする。

- 2 コンプライアンス教育の内容は、各構成員等の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行わなければならない。

（研究者等の責務）

第12条 研究者等は、コンプライアンス教育に係る研修会等を受講しなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者が受講の必要がないと判断した者にとっては、この限りでない。

- 2 研究者等は、別に定める様式にて誓約書を最高管理責任者あてに提出しなければならない。
- 3 前項の義務を履行しない者にとっては、公的研究費の申請並びに運営及び管理に関わ

ることができない。

第5章 不正使用に係る調査、処分等

(調査委員会)

第13条 不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、静岡県立静岡がんセンターにおける研究費の不正使用に係る調査に関する規程（以下「不正使用に係る調査等取扱規程」という。）に基づき設置する不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）において必要な調査を行うものとする。

2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、静岡県がんセンター局職員就業規程及び不正使用に係る調査等取扱規程に則り懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。

3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

第6章 不正使用の防止

(不正使用防止計画推進部署)

第14条 不正使用の防止計画を推進するため、不正使用防止計画推進部署を置き、総務課研究推進班をもって充てる。

2 不正使用防止計画推進部署は、最高管理責任者であるがんセンター局長の直轄的な組織として位置づける。

(防止計画の策定等)

第15条 不正使用の防止計画の策定に当たっては、把握した不正発生要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図るものとする。

2 不正使用防止計画推進部署は、監事（マネジメントセンター長）との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止の防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(監事)

第16条 監事は、内部監査室、不正防止計画推進部署と連携し、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況についてセンター全体の観点から確認した結果について、経営戦略会議等において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

2 監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認した結果について、経営戦略会議等

において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

第7章 公的研究費の適正な運営及び管理

(執行状況の確認等)

第17条 コンプライアンス推進責任者及び担当者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、財務会計システム等により随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第18条 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注を事務部門に依頼するものとする。

(検収業務等)

第19条 物品の購入、製造及び修理並びに役務に係る契約（以下「物品購入等契約」という。）に伴う検収業務については、会計規程等の定めにより行うものとし、事務部門が行うものとする。

2 会計年度任用職員等を雇用等する場合は、事務部門が日常的に勤務状況等の確認を行うこととする。ただし、事務部門による日常的な確認が困難な場合にあっては、定期的に確認する方法によることとする。

3 特殊な役務に関する納品検収及び換金性の高い物品の管理については、別にルールを定める。

4 検収に当たっては、発注データ（発注書や契約書等）と納品された現物を照合するとともに、据え付け調整等の設置作業を伴う納入の場合は、設置後に現場において納品を確認するものとする。

(出張の確認)

第20条 研究遂行上必要となる出張については、会計規程等の定めにより事務部門を経由しあらかじめ承認を得るものとする。

2 出張終了後は復命書、静岡県職員の旅費に関する規則等で定められた書類その他の旅行の事実を証明するものを提出しなければならない。

(不正な取引を行った業者の処分)

第21条 不正な取引に関与した業者については、静岡県物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準を準用し、取引停止等の措置を講ずるものとする。

第8章 情報伝達を確保する体制

(通報窓口)

第22条 不正使用等（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を原則として相談窓口とは別に設置するものとする。

2 通報窓口は、センター事務局次長とする。

3 通報窓口の担当等は、公開するものとする。

(不正使用等に関する報告)

第23条 通報窓口不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合は、窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

(使用ルール等の理解度の確認)

第24条 不正使用防止計画推進部署は、不正使用を防止する観点から、研究者等に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(不正使用防止に向けた措置)

第25条 不正使用防止計画推進部署は、不正使用の防止に向けた取組みの状況をセンターの公式ホームページ等で公表するとともに、その施策を確実かつ継続的に推進するものとする。

第9章 モニタリング等

(監査制度)

第26条 公的研究費の適正な管理のため、静岡県立静岡がんセンター公的研究費内部監査規程（以下「内部監査規程」という。）に基づき、公正かつ確かな監査を実施するものとする。

(内部監査室)

第27条 内部監査室は、内部監査規程に基づき、内部監査を実施するほか、監事及び不正使用防止計画推進部署と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

2 公的研究費を適正に運営・管理するため、内部監査室は、センター全体の観点に立った内部監査を実施するものとする。

3 内部監査室は、監事・外部監査人等との連携を強化し、不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、実効性のある監査を実施するものとする。

第10章 その他

(細則等への委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、経営戦略会議等の意見を聴いて、最高管理責任者が行う。

附 則

この規程は、令和4年3月31日から施行する。